

埼労発基 0225 第 9 号
令和 8 年 2 月 25 日

各 位

埼 玉 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）第 2 条による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 3 項において、通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分の情報が営業秘密に該当する場合には、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質に限って、その旨を譲渡等の相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造等の一部を省略又は置き換えた化学名等（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもって成分名の通知に代えることができる旨定められました。さらに、同条第 8 項の規定に基づき、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため、必要な指針を定めることとされました。

これを踏まえ、今般、別添のとおり「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」を定め、2 月 20 日に公表したところです。

つきましては、代替化学名等の通知にかかる趣旨、内容等について御了知いただくとともに、会員の皆様に対し、関係法令及び本指針に基づく適切な対応が図られるよう周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針を次のとおり公表する。

第 1 趣旨

近年、国内における化学物質による労働災害の大半は、特別規則による個別規制の対象とならない物質によるものとなっている。これは、ある化学物質が国によるリスク評価を経て規制対象に追加された場合であっても、事業者が当該物質の使用を中止した後に、危険性及び有害性を十分に確認せず規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が講じられずに労働災害が発生する事例が多発しているためである。

このような労働災害の発生を防止するため、国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格 Z 7 2 5 2（国際連合が策定した化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に基づく化学品の分類方法。以下「日本産業規格 Z 7 2 5 2」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類。以下「GHS 分類」という。）により危険性又は有害性が確認された化学物質（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物（以下「通知対象物」という。)) を製造し、又は取り扱う業務を行う事業者に対し、リスクアセスメント及び必要な措置の実施を義務付けている。事業者がリスクアセスメントを実施するにあたり、当該通知対象物の名称や危険性及び有害性等の情報が必要であることから、通知対象物を譲渡し、又は提供する者（以下「通知対象物譲渡者等」という。）に対しては、法第 57 条に規定するラベル表示や法第 57 条の 2 に規定する文書（以下「SDS」という。）の交付等を義務付けている。

今般、通知対象物の増加に伴い、今後、危険性又は有害性があると区分されたものの、その危険性及び有害性が相対的に低い化学物質も通知の対象となることから、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされていたところ、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）により、法第 57 条の 2 第 3 項において、一定の条件下で、成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項を定め、これを通知することにより、法第 57 条の 2 第 1 項に定める

成分に係る通知に代えることができることとされたところである。

本指針は、法第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の設定及び通知等の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を規定したものである。

本指針は、事業者による自主的な安全衛生活動を促進するためのものであり、関係者は本指針の趣旨を踏まえつつ、化学物質による労働災害の防止に取り組むことが求められる。

第 2 定義

本指針における用語の定義は以下のとおりとする。

1 営業秘密

秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないもの

2 代替化学名

法第 57 条の 2 第 3 項に規定する、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名

3 代替有害性情報

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 34 条の 2 の 6 の 3 に規定する、代替化学名等を通知しようとする成分に関する人体に及ぼす作用に関する情報（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号）

4 代替化学名等

代替化学名又は代替有害性情報

5 代替化学名等対象物質

「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和 8 年厚生労働省告示第 42 号。以下単に「告示」という。）に規定する化学物質

第 3 基本的考え方

通知対象物譲渡者等が SDS を交付等するに当たり、成分を通知することが原則であるが、GHS においては、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされつつも、当該規定によって、作業や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、と明記されていることから、有害性が相対的に低い化学物質に限り、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合には、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとするほか、次のとおり代替化学名等

の通知に係る基本的な考え方を定める。

- 1 第4の適用範囲の条件を満たす化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合のみ、成分名の通知に代えて代替化学名等の通知が認められ、それ以外の場合には、代替化学名等の通知は認められないこと。なお、代替化学名等の通知が認められる場合においても、代替化学名等は譲渡・提供先に必ず通知しなければならないこと。
- 2 営業秘密の保護が必要な場合であっても、労働者の安全衛生を確保する観点から、代替化学名等の使用によりリスクアセスメントに必要な危険有害性情報が適切に伝達されるようにすべきこと。
- 3 SDS上で、代替化学名等を通知した化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」であることを明示しなければならないこと。
- 4 代替化学名等の通知を行う者は、次の各号に掲げる対応を実施する必要があること。
 - (1) 第6の1で示す場合において、代替化学名等により通知した成分の情報を適切に開示すること。
 - (2) (1)の情報の適切な開示のため、第6の2に定めるとおり、成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先を、当該化学物質の譲渡提供先に通知すること。

第4 適用範囲

本指針は、法第57条の2第3項の規定に基づき、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する情報である場合において、当該成分の情報について代替化学名等を用いる場合に適用する。代替化学名等を用いることができる法第57条の2第3項の厚生労働省令で定める化学物質は、告示で定めるものであり、法第57条の2第1項で定める通知対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するものである。

- 1 次に掲げる物に該当しないもの
 - (1) 1, 4-ジクロロ-2-ブテン、鉛、1, 3-ブタジエン、1, 3-プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第381号。以下「令」という。）別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び令別表第6の2に掲げる物
 - (2) 則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める物
 - (3) 則第594条の2に規定する皮膚等障害化学物質等
- 2 次の(1)から(3)に掲げる国及び事業者が行うGHS分類に応じ、それぞれ(1)から(3)に掲げる当該分類の結果のいずれにも該当しない

い物

- (1) 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性 有害性が区分されているもの（当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）
 - (2) 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1に該当するもの
 - (3) 急性毒性 区分1、区分2又は区分3に該当するもの
- 3 当該化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格 Z 7 2 5 2 に定める濃度限界未満である物（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

第5 代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等

1 代替化学名等の記載方法

代替化学名等は、2の4要素のいずれか1つを一般名へ置換又は削除することにより設定する。ただし、構造が単純である等の理由により、1要素のみの置換又は削除では化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合には、2要素までの置換又は削除を認める。

2 名称構成要素の取扱い

代替化学名を設定する際は、化学名を構成する次に掲げる4つの要素のいずれかを一般名への置換又は削除により設定する。

- (1) 母体化合物の構造
- (2) 対イオンの構造及び数
- (3) 立体異性体の情報
- (4) 母体化合物又は他の置換基に結合する置換基の構造、数及び位置

ただし、置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号及び数は削除し、その他の詳細情報については一般名への置換を原則とする。

3 代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合の取り扱い

代替化学名等の記載は1及び2の方法が原則であるが、2要素の置換又は削除を行ってもなお、当該代替化学名に該当する構造を有する代替化学名等対象物質の種類が少ない等の理由により、化学物質の成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、当該成分について、法第57条の2第3項の規定に基づき代替有害性情報を通知することで法第57条の2第1項及び第2項の規定による通知に代えることができる。

4 留意事項

- (1) 代替化学名の設定に当たっては、危険性及び有害性との関連性が理解できるよう配慮することが望ましいこと。
- (2) 代替化学名の使用により危険性及び有害性が労働者に正しく伝達されないおそれがある場合には、代替化学名の使用を避け、可能な範囲で正確な化学物質の成分の情報を通知するよう努めること。
- (3) 代替化学名の設定は、労働者の安全衛生の確保と営業秘密の保護を両立させる観点から運用すること。

第6 医療上の緊急事態等における情報開示

- 1 代替化学名等の通知を行う者は、次の(1)又は(2)に掲げる当該化学物質による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に依じて、それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより情報の開示を行うこと。
 - (1) 医師による診断、治療のために必要があるとして当該医師が求める場合
代替化学名等により通知した成分の情報を直ちに開示すること。
 - (2) 産業医又は法第13条の2第1項に規定する医師による労働者の健康管理のために必要があるとして当該医師が書面で求める場合
その目的に必要な範囲において、代替化学名等により通知した成分の情報に係る秘密が保全されることを前提として、当該成分の情報を速やかに開示すること。
- 2 代替化学名等の通知を行う者は、1(1)に定める場合において、医師(医師による指示を受けた者を含む。)が代替化学名等により通知した成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先(当該者が、1(1)に定める情報の開示を行う業務を他の者に委託する場合には、当該受託者の緊急連絡先。第7において同じ。)を、当該化学物質の譲渡提供先に通知すること。

第7 その他留意事項

- 1 通知対象物譲渡者等から通知対象物について代替化学名等を設定して譲渡又は提供を受けた者であって、第三者に当該通知対象物を更に譲渡又は提供する者は、以下のいずれかをもって法第57条の2第1項又は第2項の規定による通知に代えることができること。
 - (1) 通知を受けた代替化学名等をもって当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合
当該第三者に対し、あらかじめ当該通知対象物の成分について、代替化学名等の通知を受けた旨を示した上で、通知を受けた代替化学名等を

通知すること。この場合、当該代替化学名等を設定した通知対象物譲渡者等から通知された緊急連絡先も併せて通知すること。

(2) 新たに代替化学名等を設定して当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合

当該第三者に対し、当該通知対象物の成分について営業秘密であることをあらかじめ明示した上で、代替化学名等を定め、これを通知すること。

- 2 代替化学名等の通知を行う者は、開示請求に応じるため、代替化学名等その他の情報を当該通知から5年間保存しなければならないこと。当該情報の保存期間中に事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、電子メールの送信または電磁的記録媒体等をもって調製するファイルの提出により、当該情報を代替化学名等の通知を行う者の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に引き渡すものとする。
- 3 則第24条の15に規定する特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（通知対象物を除く。））について、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名等による通知を行う場合は、本指針に準じて取り組むよう努めること。

○厚生労働省告示第四十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則（以下「則」という。）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項に規定する通知対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる物に該当しないもの

イ　一・四―ジクロロ―二―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物

ロ　則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物

ハ　則第五百九十四条の二に規定する皮膚等障害化学物質等

二　次のイからハまでに掲げる、国及び事業者が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格 Z 七二五二（GHS）に基づく化学品の分類方法。次号において「日本産業規格 Z 七二五二」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）に応じ、それぞれイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しない物（ただし、国が行う同分類にあつては、令和七年三月三十一日までの国が行う同分類の結果に基づくものに限る。）

イ　生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性　有害性があるものと区分されたもの（当該化学物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（次号において「濃度限界」という。）未満であること

により混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）

ロ 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺

激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分一

ハ 急性毒性 区分一、区分二又は区分三

三 化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格Ｚ七二五二に定める濃度限界未満である物（ただし、濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）